
第3章 地域福祉を推進するための取組み

第3章 地域福祉を推進するための取組み

第1節 基本理念

住み慣れた家庭や地域で、いつまでも安心して暮らし続けたいという思いは、すべての人々の願いではないでしょうか。しかし、その願いは個人や家族の努力だけでは実現できない場合もあります。また、公的な福祉サービスだけではきめ細やかな支援ができないこともあります。

だれもが地域で安心して暮らし続けていくためには、住民同士がふれあい、お互いに心と心を通わせあい、支えあっていくことのできる豊かな人間関係を地域社会の中に築いていくことが必要です。

そこで、この計画では、これからの福祉のまちづくりを推進するための基本理念として、以下のとおり定めました。

わ き 和気あいの倉敷まちづくり

また、基本理念をより具体的に、そして身近に感じることができるよう、以下のとおりサブタイトルを定めました。

－ みんなで話しあい、学びあい、支えあい －

自分たちの住む地域の福祉課題を、自分たちの手で解決していけるよう、地域住民みんなで話しあい、そして解決のための方策を学びあい、よりよいまちづくりのために支えあおうという思いを込めて定めました。

基本理念

わ き 和気あいの倉敷まちづくり － みんなで話しあい、学びあい、支えあい －

第2節 基本方針と重点目標

基本理念を実現させるために基本方針と重点目標を設定しました。

重点目標を設定するにあたり、住民アンケートや団体ヒアリング、また、地域福祉活動計画策定委員の意見を集め、整理していく中で、次の4つの活動が大切であり、基本方針としました。

基本方針

- 1 地区において、なんでも相談でき、話し合いのできる場をつくろう！
- 2 地区での支えあい、たすけあい、交流活動を広めよう！
- 3 地区での学びあい、情報の共有を図ろう！
- 4 地区社協と福祉団体、専門機関（高齢者支援センター等）の協働による住民福祉活動を推進しよう！

基本方針であるこれらの活動を具体化していくため、次の6つの重点目標を立て、これに基づき活動を展開していきます。

なお、ここでいう「地区」とは「小学校区」を想定しており、住民に身近な地域で活動に取り組むことが大切だと考えています。

重点目標(1)

地区において、なんでも相談できる仕組みを構築し、自分たちの生活課題の解決を話し合う場をつくります。

ア 住民が、「困っていること」「悩んでいること」をいつでも相談でき、解決の糸口をつかむことができるよう、住民組織（地区社協）と福祉団体、専門機関（高齢者支援センター等）が協働して相談ごとを受けとめ、話し合う場の設置と運営体制を構築します。

イ 福祉制度や住民サービスに関する情報を、必要としている人に対して身近なところで提供できるような活動に取り組めます。

ウ 地域でおきる様々な福祉問題に対し、地域住民自らが主体的にその解決にむけて取り組んでいけるよう支援していきます。

また、当事者団体等が自分たちの設立目的のために主体的あるいは関係機関との連携によって活動が充実できるよう支援していきます。

重点目標(2)

住民同士のたすけあい活動、交流活動を推進します

エ 世代間の交流を図るとともに、ふれあいきいきサロン、子育てサロン、障がいのある人たちのサロンなど、仲間づくりやふれあいができる交流の場づくりに取り組みます。

オ 福祉のまちづくりに取り組む社協や地区社協について、多くの住民に理解してもらい、参加と協力をしてもらえるように広報活動や参加できる事業の充実に取り組みます。

カ 地域での見守り活動や住民同士のたすけあい活動が効果的に展開できるよう、地区での「活動支援」、及び市内全域の「活動支援」に取り組みます。

重点目標(3)

身近なところで福祉について学習できる機会を充実します

キ 住民が身近なところで福祉やボランティアについて学習したり体験できる機会を増やします。また、障がい者に対する理解の啓発や、今後の地域福祉のあり方に関する啓発に取り組みます。

重点目標(4)

市民活動（住民の福祉活動、ボランティア、NPO）の支援を充実します

ク 住民やボランティア個人及び団体、NPO法人などに対し、福祉やボランティアに関する情報提供を充実させるとともに、継続的に活動が行えるように意見交換や交流の場づくりに取り組みます。

重点目標(5)

だれもが安心・安全な地域づくりを推進します

ケ 加齢や障がい等により判断能力が不十分であり、個別支援を必要としている人たちの権利を擁護するための活動に取り組みます。

また、地域において日頃から防犯や防災のための活動に住民自らが積極的に参加できるような活動を充実させ、安心して安全な地域づくりに取り組みます。

重点目標(6)

地域福祉を推進するための基盤整備を進めます

コ 地域における福祉活動を推進するにあたり、活動の基盤を支える「人」（リーダー、メンバー、及びコーディネーター等）の養成に取り組みます。

サ 住民からの要望に応えられるよう、社協や地区社協の組織基盤と活動基盤の強化に取り組みます。

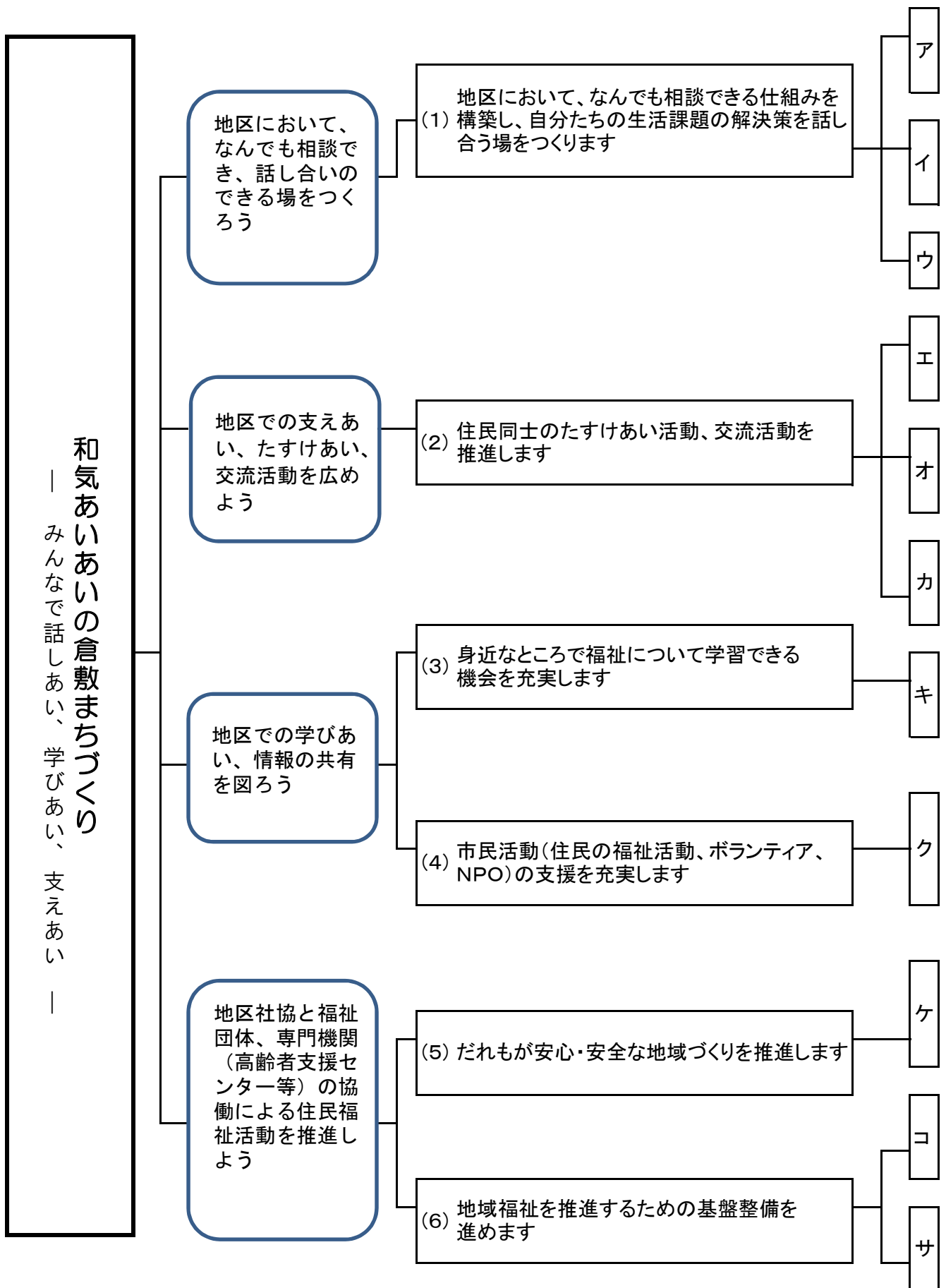
そこで、「地域福祉活動計画」を推進するため、倉敷市社協において「社協発展強化計画」を策定するとともに、地区社協において、「〇〇地区・小地域福祉活動計画」の策定に取り組めるように支援します。

第3節 地域福祉活動計画 体系図

<基本理念>

<基本方針>

<重点目標>



第3節 地域福祉活動計画 体系図

<推進目標>

<実施事業>

ア 課題解決に向けた相談、話し合いの機会、場づくりに取り組みます	① 話し合いの場づくり ② 高齢者等心配ごと相談事業の充実
イ 住民サービスに関する情報を身近なところで提供できるよう取り組みます	③ 外出支援情報の提供 ④ 「地域子育て支援情報」の発信
ウ 住民の主体的な活動の支援に取り組みます	⑤ 個人情報の取り扱い等に関する研修会の開催 ⑥ 在宅介護者の支援
エ 世代間の交流を図り、近所づきあいや仲間づくりを促進し、身近なところでたすけあえる地域づくりに取り組みます	⑦ 三世代交流事業 ⑧ 交流の場づくり（サロン設置促進）事業
オ 社協や地区社協などの組織についての広報を充実し、住民の理解と協力が得られるよう取り組みます	⑨ 地区社協広報活動 ⑩ 地区社協「福祉講演会」の充実 ⑪ 介護者の会の広報活動
カ 福祉制度や社会資源の確認、住民参加型の福祉サービスの検討などにより、住民主体のたすけあい活動の支援に取り組みます	⑫ 社会資源・制度活用講座の実施 ⑬ 「住民参加型在宅支援サービス事業」の充実 ⑭ 友愛訪問事業
キ 住民への福祉体験や福祉教育についての取り組みを充実させ、福祉活動への参加者の増加に取り組みます	⑮ 出前福祉講座メニューの充実 ⑯ 「福祉体験・福祉講座」の開催 ⑰ 地区社協活動の充実
ク 住民やボランティア個人及び団体、NPO法人などに対し、福祉やボランティアに関する情報提供を充実させるとともに、継続的に活動が行えるように意見交換や交流の場づくりに取り組みます	⑱ 「社協だより」等による情報提供 ⑲ ボランティア情報の充実 ⑳ ボランティア、NPOに対する活動支援の充実 ㉑ 財政支援等の情報提供 ㉒ 「福祉施設ボランティア担当者連絡会」の開催 ㉓ 「ボランティア活動者交流会」の開催
ケ 防犯や防災、権利擁護などについて関係者で協議し、連携して安心・安全の地域づくりに取り組みます	㉔ 援助を必要とする人への権利擁護に向けた支援の充実 ㉕ 民生委員児童委員協議会と自主防災組織の連携 ㉖ 災害ボランティアセンターの運営
コ きめ細やかな福祉活動を行うため、町内単位での活動者養成に取り組みます	㉗ 「福祉協力委員」設置事業 ㉘ 地区社協の設立
サ 地域福祉の基盤となる社協の組織や活動を見直し、住民ニーズに応えられる体制づくりに取り組みます	㉙ 「社協発展強化計画」の策定 ㉚ 「小地域福祉活動計画」の策定

